

令和5・6年度 建設工事
一般競争（指名競争）参加資格審査
申請書等の受付について

独立行政法人都市再生機構

目 次

1	競争参加申請資格	2
2	受付方法及び受付期間	2
(1)	定期受付	2
(2)	随時受付	3
3	受付工事種別等	4
4	提出書類	4
5	提出部数	7
6	その他	7
参考	「適用除外誓約書」の作成例	9
表 1	定期受付（2(1)〔注1〕に該当する文書郵送方式）の宛先	10
表 2	随時受付（文書郵送・文書持参方式）の宛先・受付場所	11
表 3	受付工事種別	12
表 4	主な工事内容	13
表 5	提出書類チェックシート	14

1 競争参加申請資格

競争参加の申請を行う者は、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ていない者でないこと又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (2) 一定の不誠実な行為により当機構から競争参加資格を取り消された者にあつては、その後2年間を経過していること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (4) 資格審査申請書等の重要な事項に虚偽の記載又は記載漏れがないこと。
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること(「その他」の工事種別のうち建設業法上の許可を必要としないものを希望する者を除く。)
- (6) 共同企業体については、その構成員が(1)から(5)までに該当する者であること。

[注] 平成19・20年度から、同一地区・同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は出来なくなりました。

単体企業としての認定を受けた後、経常建設共同企業体として申請を希望する場合は、当該工事種別について、単体企業としての認定を取り下げる旨の届出を添付した場合に限り、申請を受け付けるものとします。

なお、経常建設共同企業体として登録を希望しない地区・工事種別については、単体企業としての登録は可能です。

2 受付方法及び受付期間

(1) 定期受付

国土交通省、独立行政法人等が共同で実施するインターネット方式(一元受付)に限り受付を行います。下記URLにアクセスし、申請用データの作成に必要なパスワードを入手のうえ、申請用データを送信してください。

- ・ 専用ホームページ URL <https://www.pqr.mlit.go.jp>
- ・ 申請パスワード申込受付期間
令和4年11月1日(火)から令和4年12月28日(水)まで
- ・ 申請用データ受付期間
令和4年12月1日(木)から令和5年1月13日(金)まで

[注1] 次の要件に該当する場合は、インターネット方式では対応していないため、以下のとおり文書郵送方式により受付を行います(『4 提出書類』[注1]もご参照ください)。申請内容について確認させていただくことがありますので、申請書類のコピーの保管をお願いします。

- ・ 「その他」の工事種別のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき申請をする場合において、建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
- ・ 経常建設共同企業体(大手企業連携型建設共同企業体を含む。)に係る申請の場合
- ・ 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- ・ 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- ・ 合併、営業譲渡及び会社分割(以下「合併等」という。)を行った会社が新たに申請を行う

場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合を除く。）

- ・ 会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- ・ グループ経営事項審査又は持株会社化経審を受けた者で、点数加算措置を希望する場合

① 受付方法

表 1 (P10) の郵送宛先に『4 提出書類』に記載の申請書類を封入し、封筒の表・左下に**建設工事**と朱書きのうえ、書留郵便その他信書が発送可能なサービスで郵送してください。申請書の様式は以下 URL からダウンロードできます。記入方法について、又は郵送後10日を経過しても受理通知の連絡がない場合には、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問い合わせください。

なお、申請書類が郵送受付期間内に到着しなかった場合には、原則として(2)の随時受付での取扱いとさせていただきます。

ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

② 受付期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）まで（期間内必着）

[注2] 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（審査基準日が令和3年6月16日以降のもの）の総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後、当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合は、専用ホームページをご確認のうえ、それぞれ当該事実を証明する書類を一元受付ヘルプデスクあてに送信してください。

(2) 随時受付

以下のとおり文書郵送方式又は文書持参方式により受付を行います。申請内容について確認させていただくことがありますので、申請書類のコピーの保管をお願いします。

① 受付方法

文書郵送方式による場合は、表 2 (P11) の郵送宛先に『4 提出書類』に記載の申請書類を封入し、封筒の表・左下に**建設工事**と朱書きのうえ、書留郵便その他信書が発送可能なサービスで郵送してください。申請書の様式は以下 URL からダウンロードできます。郵送後10日を経過しても受理通知の連絡がない場合には、申請書の郵送先にお問い合わせください。

文書持参方式による場合は、申請者の本社（店）所在地別に対応する表 2 (P11) の本部等において受付を行います。受理票（切手の貼付及び返信先の記入は不要です。）又は様式 1-1 の写しを申請書類と一緒に持参し、参加をご希望の入札等がある場合はお申し付けください。

なお、手続き及び記入方法についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

② 受付期間

令和5年2月1日（水）以降随時

[注] 随時受付における文書郵送方式及び文書持参方式について、重複して申請することのないよう注意してください。重複して申請をし、かつ、申請内容に相違があった場合、どちらの内容で登

録されるかについては、申請者の意向に沿えないことがあります。

3 受付工事種別等

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち、以下の工事種別等に係るものとなります。

- (1) 受付を行う工事種別及び主な工事内容…表3 (P12) 及び表4 (P13) のとおり
- (2) 登録を行う地区…表1 (P10) 及び表2 (P11) のとおり
- (3) 競争参加資格の有効期間
 - ① 定期受付：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
 - ② 随時受付：競争参加資格の認定の日（受付日の翌月16日又は当機構が必要と認めた日）から令和7年3月31日まで

4 提出書類

次の書類をご準備のうえ、表5 (P14) により提出書類の確認を行ってください。なお、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）…【様式1-1・1-2】〔※注1〕
- (2) 営業所一覧表…【様式2】
- (3) 業態調書…【様式3】
- (4) 直前1年間における納税証明書その3等（写し）〔※注2〕

以下の様式のうち、個人にあっては②、法人にあっては③の官公庁による証明書を可能な限り提出してください（①の提出も可能ですが、証明の対象となる税の種類が不足している又は異なっている場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。）。

- ① 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3…未納の税額（申告所得税（個人）、法人税（法人）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書
- ② 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2…「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書
- ③ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3…「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

また、外国事業者の場合は、当該書類に代えて、当該国の管轄省庁又は権限のある機関の発行する書面を添付してください。

- (5) 総合評定値通知書の写し〔※注1〕

経営事項審査の審査基準日が定期受付は令和3年6月16日以降、随時受付は申請日の1年7月前の日より後のもの（該当する総合評定値通知書が複数ある場合には、そのうちの最新のもの）で、原則として、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「有（加入）」又は「除外（適用除外）」となっていることが条件となります。〔※注3〕

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）により電子的に発行された通知書の写しを提出する場合は、通知書が発行済みであることを確認できるシステムの画面コピーを併せてご提出ください。

- (6) 工事分割内訳表…【様式4】

総合評定値通知書に記載されている1つの年間平均完成工事高を、いくつかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合及び総合評定値通知書に記載されているいくつかの年間平均完成工事高を、登録を希望する1つの工事種別に合算して申請する場合に必要となります。

(7) 共同企業体協定書の写し

経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含む。以下同じ。）で競争参加を希望する場合に必要となります。

(8) 共同企業体等調書

経常建設共同企業体又は事業協同組合（官公需適格組合で格付審査の特例の適用を希望するもの）で競争参加を希望する場合に必要となります。

(9) 合併等に関する合理的な計画が記載された書類

格付審査の特例の適用を希望する場合に必要となります。

(10) 委任状…【様式5】

行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委任状年月日が申請日の3か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。

(11) 受理票…【様式6】

文書郵送方式の場合は、受理票様式をはがきの裏面に貼り付け、はがきの表面に返信先の記入及び切手を貼付してください。文書持参方式の場合は、はがきは不要です。受理票様式又は様式1-1の写しを申請書類と一緒に持参してください。

受理票の表面

The diagram shows the front of an envelope. On the left, there is a box labeled '切手' (Postage). To its right are four small square boxes representing postage stamps. Below these is a speech bubble containing the following text: '文書郵送方式の場合は、送付先の記入及び63円切手を貼付してください。文書持参方式の場合は、はがき及び切手の貼付は不要です。' (In the case of mail delivery, please enter the recipient's address and affix a 63 yen stamp. In the case of document delivery, affixing the envelope and stamp is not required.) At the bottom of the envelope, the return address is written: '〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇 (株)〇〇〇〇 御中'.

受理票の裏面

The diagram shows the back of an envelope. At the top, it says '競争参加資格申請受理票' (Competition Participation Qualification Application Receipt Form) and '独立行政法人都市再生機構' (Independent Administrative Corporation Urban Regeneration Agency). Below this are fields for '受付番号' (Receipt Number) and '受付日' (Receipt Date). Further down is a line for '(商号又は名称) 殿' (Company Name or Name). A section titled '【建設工事】' (Construction Work) contains the text: '貴社から申請のあった標記については、確かに受理しましたので、通知します。' (Regarding the mark you applied for, we have definitely accepted it, so we will notify you.) At the bottom right, there is a box for the stamp, with the vertical text '確認印又は受領本館署名' (Confirmation Seal or Signature of the Receiving Station).

〔注1〕 『2 受付方法及び受付期間』〔注1〕の文書郵送方式により受付を行う申請者について

(1) 「その他」の工事種別で、建設業法第3条の規定による許可を必要としないもののみ申請する場合は、総合評定値通知書に代えて次の書類を提出してください。

- ・ 法人の場合…当機構が指定する「経営事項入力資料」、直近1年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表及び官公庁が証明を行った登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し
- ・ 個人の場合…当機構が指定する「経営事項入力資料」、直近1年の営業用資本額に関する書

類（青色申告者については、確定申告書に添付した青色申告決算書の資産負債調をもって代えることができます。）及び収支内訳書

- (2) 経常建設共同企業体で、格付審査の特例の適用を希望する者は、下記①から③の書類を添付してください。また、申請書様式1-1の右下の余白に朱書きで「**経常JV加算措置希望**」と記入してください。また、別途当機構ホームページに掲載する「申請方法について」も併せてご参照ください。

- ① 共同企業体協定書（写し）
- ② 共同企業体等調書（補・その1）
- ③ 合併計画を明らかにした書面

- (3) 事業協同組合（官公需適格組合）で、格付審査の特例の適用を希望する者は、下記①から④の書類を添付してください。また、申請書様式1-1の右下の余白に朱書きで「**事業協同組合特例措置希望**」と記入してください。また、別途当機構ホームページに掲載する「申請方法について」も併せてご参照ください。

- ①官公需適格組合証明書（写し）
- ②共同企業体等調書（補・その1・その2）
- ③役員名簿（事業協同組合及び各審査対象者分）
- ④組合員名簿（事業協同組合及び各審査対象者分）

- (4) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合及び中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された企業組合で次の書類を提出する者で格付審査の特例の適用を希望する者は、申請書様式1-1の右下の余白に朱書きで「**組合加算措置希望**」と記入してください。

- ・ 設立から令和4年10月1日の前日までの期間が24ヶ月以上で、令和2年10月1日以降に新たに組合員の加入があった場合…当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
- ・ 設立から令和4年10月1日の前日までの期間が24ヶ月未満の場合…各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

- (5) 合併等により新たに設立された会社で点数加算措置を希望する場合には、合併等の後に総合評定値の通知を受け、かつ合併等をした事実を確認できる下記①から④の書類を添付してください（申請以前に当機構から合併等に伴う再認定を受けている場合は必要ありません。）。また、申請書様式1-1の右下の余白に朱書きで「**合併等加算措置希望**」と記入してください。

- ① 合併等契約書（写し）
- ② 合併等後の登記事項証明書又は登記簿謄本（写し）
- ③ 消滅会社の建設業法第12条に基づく廃業等の届出（写し）
- ④ 消滅会社の当機構への資格取下げ願い…【当機構の変更届様式】

- (6) 競争参加資格があるとの認定を受けた者であって、会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続等開始決定を受けた者は、再度の参加資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更生手続等の開始決定者は、この再度の競争参加資格の認定を受けていないときは、一般競争等において競争参加資格があることの確認がなされない場合があります。

- (7) グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査の結果に基づき参加資格の申請を行い、点数加算措置を希望する場合には、『4 提出書類』の他に企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書が必要となります。また、申請書様式1-1の右下の余白に朱書き

で「グループ経審加算措置希望」又は「持株会社化経審加算措置希望」と記入してください。

[注2] 提出書類のうち官公庁が行った証明書類については、申請日の3か月以内のもので、写真機、複写機等を使用して機械的な方法によりほぼ原寸大で複写したものであり、かつ鮮明（印影部分含む。）である写しに限り有効とします。

[注3] 総合評価値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であっても、申請時において、当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証書等）の提出が必要となります。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類としますが、**被保険者記号・番号**については復元できないようにマスキング（黒塗り）のうえ、提出してください。

- ・ 「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・ 「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・ 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・ 適用除外誓約書（「参考「適用除外誓約書」の作成例」を参照してください。）

なお、経審の保険料に関する項目が「有（加入）」または「除外（適用除外）」になっていれば、保険料領収書等の提出は不要です。

5 提出部数

登録希望地区の数にかかわらず、いずれか1つの受付場所に1部提出してください。

6 その他

(1) 競争参加資格の有効期間中に申請内容に変更が生じた場合は、**表2（P11）**の宛先に、変更届及び必要な添付書類を1部提出してください（様式のダウンロード、提出の要否及び添付が必要な書類については、以下URLの「申請内容の変更等について」をご参照ください。）。

ホームページURL <https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

(2) 当機構においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の施行に伴い、平成14年10月1日以降、当機構が取得した文書（例：資格審査申請書類など。）は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、当該書類は開示対象となっております。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法第127号）が施行されたこと等に伴い、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、平成13年4月1日以降、「有資格業者名簿」を公表しております。この公表の内容は、商号又は名称、代表者氏名、本店所在地、客観点数、主観点数、総合点数、順位及び等級等（等級のない工事種別あつては順位のみ）であり、各本部等で閲覧により公表しております。

(3) 競争参加資格があるとの認定を受けた者であつて、会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続等開始決定を受けた者は、別冊「**会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の再度の申請方法について**」に基づき、再度の参加資格の審査の申

請を行うことができます。

なお、更生手続等の開始決定者は、この再度の競争参加資格の認定を受けていないときは、一般競争等において競争参加資格があることの確認がなされない場合があります。

(4) 令和3・4年度の資格認定分から、原則として、認定通知書を発行しておりません。

審査結果については、以下 URL に掲載する「有資格者名簿」をご確認ください。

ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

以 上

参考 「適用除外誓約書」の作成例

独立行政法人都市再生機構 令5・6工事審査担当 殿	令和 年 月 日 住 所 商 号 代表者
適用除外誓約書	
<p>別紙の理由により、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。</p> <p>この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>以上のことについて、誓約します。</p>	

	(別紙)
(健康保険・厚生年金保険)	
<input type="checkbox"/> 従業員5人未満の個人事業者であるため。	
<input type="checkbox"/> 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。	
<input type="checkbox"/> その他の理由	
<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 50%; margin: 0 auto;"></div>	
(「その他の理由」を選択した場合)	
令和 年 月 日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。	
(雇用保険)	
<input type="checkbox"/> 役員みの法人であるため。	
<input type="checkbox"/> 使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。	
<input type="checkbox"/> その他の理由	
<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 50%; margin: 0 auto;"></div>	
(「その他の理由」を選択した場合)	
令和 年 月 日、関係機関(ハローワーク〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。	

表1 定期受付（2(1)〔注1〕に該当する文書郵送方式）の宛先

期間： 令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）まで

申請者の本社（店）の所在地 （対応する都道府県）	登録地区	郵送宛先及び問合せ先
東京、千葉、神奈川、埼玉、 茨城、栃木、群馬、長野、 新潟、富山、石川、山梨、 秋田、山形、宮城、岩手、 福島、青森、北海道	東日本地区	【令和6年4月26日（金）以前】 〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 熊本フコク生命ビル4階 独立行政法人 都市再生機構 令和5・6工事審査担当 電話096-288-1652 （持参等によるご来訪はご遠慮願います。）
愛知、静岡、岐阜、三重	中部地区	【令和6年4月27日（土）以降】 〒860-0804 熊本市中央区辛島町5番1号 日本生命熊本ビル12階 独立行政法人 都市再生機構 令和5・6工事審査担当 電話096-288-1652 （持参等によるご来訪はご遠慮願います。）
大阪、京都、滋賀、福井、 奈良、和歌山、兵庫、岡山、 広島、鳥取、島根、香川、 徳島、愛媛、高知	関西地区	
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、山口、 沖縄	九州地区	

- 1 東日本地区に登録した場合、表2の本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

〔注〕 インターネット方式に対応していない申請に限り受付を行います。

表2 随時受付（文書郵送・文書持参方式）の宛先・受付場所

期間： 令和5年2月1日（水）以降随時

文書郵送方式の場合

郵送宛先及び問合せ先	<p>【令和6年4月26日（金）以前】 〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 熊本フコク生命ビル4階 独立行政法人 都市再生機構 令和5・6工事審査担当 電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）</p> <p>【令和6年4月27日（土）以降】 〒860-0804 熊本市中央区辛島町5番1号 日本生命熊本ビル12階 独立行政法人 都市再生機構 令和5・6工事審査担当 電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）</p>
------------	--

文書持参方式の場合

申請者の本社（店）の所在地 （対応する都道府県）	登録 地区	持参受付本部等	備考
東京、千葉、神奈川、埼玉、 茨城、栃木、群馬、長野、 新潟、富山、石川、山梨、 秋田、山形、宮城、岩手、 福島、青森、北海道	東 日 本 地 区	本 社 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー（総合受付：5階） 電話045-650-0189（会計課）	左記いずれの本部でも受付を行います。
		東 北 震 災 復 興 支 援 本 部 〒970-8026 福島県いわき市平字田町120 ラトブ7階 電話0246-38-8179（経理課）	
		東 日 本 都 市 再 生 本 部 〒163-1313 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階 電話03-5323-0679（経理課）	
		東 日 本 賃 貸 住 宅 本 部 〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階 電話03-5323-2574（調達管理課）	
愛知、静岡、岐阜、三重	中 部 地 区	中 部 支 社 〒460-8484 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階 電話052-238-9113（経理課）	
大阪、京都、滋賀、福井、 奈良、和歌山、兵庫、岡山、 広島、鳥取、島根、香川、 徳島、愛媛、高知	関 西 地 区	西 日 本 支 社 〒530-0001 大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階 電話06-4799-1035（調達管理課）	
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、山口、 沖縄	九 州 地 区	九 州 支 社 〒810-8610 福岡市中央区長浜2-2-4 九州支社2階 電話092-722-1017（経理課）	

- 1 東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

表3 受付工事種別

受付工事種別		総合評定値の通知を受けた許可業種	工事略号
01	建 築	建築一式工事	建
02	土 木	土木一式工事	土
03	電 気	電気工事 電気通信工事	電通
04	管	管工事 水道施設工事	管水
05	造 園	造園工事	園
06	保 全 建 築	建築一式工事	建
07	保 全 土 木	土木一式工事	土
08	塗 装	塗装工事	塗
09	防 水	防水工事	防
10	機 械 設 置	機械器具設置工事 消防施設工事 熱絶縁工事	機消絶
11	畳	内装仕上げ工事	内
12	ふ す ま	内装仕上げ工事 建具工事	内具
13	舗 装	舗装工事	舗
14	汚水処理施設	清掃施設工事 水道施設工事	清水
15	そ の 他	土木一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 さく井工事 鉄筋工事 解体工事 その他工事(*)	土大左と石屋夕鋼しゅ板ガ井筋解そ

* その他の区分の「その他工事」については、PC橋梁工事（土木一式工事の許可が必要）を除いて建設業の許可は不要です。

表4 主な工事内容

受付工事種別		主な工事内容
01	建 築	建築一式工事及び建築に関する工事で、他の工事種別に属する工事以外のもの
02	土 木	土木一式工事及び土木に関する工事で、他の工事種別に属する工事以外のもの（PC橋梁工事を除く。）
03	電 気	建築物・構造物・道路・河川・公園・消防施設等の照明、配電、受変電、発電、電気通信設備工事（有線情報施設、電波障害施設を含む。）
04	管	建築物・構造物等の給排水、暖冷房、空気調和、衛生設備等工事
05	造 園	植栽工事、住宅敷地・公園等の造園工事、緑地及び植栽管理
06	保 全 建 築	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、既存住宅及び施設の修繕等に係るもので、他の工事種別に属する工事以外のもの
07	保 全 土 木	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、既存団地の修繕等に係るもので、他の工事種別に属する工事以外のもの
08	塗 装	建築物、構造物等の塗装工事、その他一般塗装工事及び区画線設置工事
09	防 水	建築物等の防水工事
10	機 械 設 置	昇降機設備、機械式駐車場設備、ポンプ設備、熱絶縁及びその他機械設備の工事で電気工事、管工事に属する工事以外のもの
11	畳	畳工事
12	ふ す ま	ふすま工事
13	舗 装	道路等の舗装工事（上下層路盤工事を含む。）
14	汚 水 処 理 施 設	汚泥処理施設、水処理施設及び清掃施設等に関する工事
15	そ の 他	PC橋梁工事、鋼橋上部工事、除草工事及び上記に属さない工事

表5 提出書類チェックシート

提出書類チェックシート（建設工事）

必要書類	申請形態	建設業の許可を有している者				建設業の許可を有しない者
	単体で申請を する者	共同企業体 (経常・大手 企業連携型)	事業協同組合 で特例計算 を希望する者	合併等により新 たに設立された 会社で点数加算 措置を希望する 者		
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （建設工事）【様式1-1・1-2】						
共同企業体協定書（写し）						
官公需適格組合証明書（写し）						
共同企業体等調書（補・その1・その2） ※注2		その2は不要				
営業所一覧【様式2】						
業態調書【様式3】						
納税証明書その3等（写し） ※申請日の3か月以内のもの （法人の場合は可能な限りその3の3を提出）		各構成員分	組合及び審査 対象者全者分			
審査対象者の住所等を記載した書類、 役員名簿、組員名簿						
総合評定値通知書（写し）※注1		各構成員分				
経営事項入力資料【別記様式】※注2						
雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の 加入状況について当該事実を証明する書類 （被保険者記号・番号等に黒塗りすること。） ※必要となる場合※注3						
財務諸表（写し）						
登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し） ※申請日の3か月以内のもの						
工事分割内訳表【様式4】 ※必要となる場合						
委任状【様式5】 ※行政書士等による代理申請の場合						
合併等計画を明らかにした書類 ※加算措置を希望する場合						
受理票（はがきサイズ）【様式6】 ※文書郵送方式の方は切手貼付						
合併等契約書（写し）						
合併等後の登記事項証明書又は登記簿謄本（写し）						
消滅会社の建設業法第12条に基づく廃業等の届出 （写し）						
消滅会社の当機構への資格取下げ願い（当機構に登 録がある場合）【当機構の変更届様式】						

注1 審査基準日は、定期受付の場合は令和3年6月16日以降、随時受付の場合は競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後であること。

注2 「経営事項入力資料」及び「共同企業体等調書（補・その1・その2）」については、確認に多少お時間をいただきますので、ご了承ください。

注3 総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無（未加入）」であっても、申請時において、当該保険の加入状況が「有（加入）」又は「除外（適用除外）」となった場合には提出が必要となります。